

平成13年12月26日  
企業会計基準委員会

## 「企業会計基準適用指針公開草案第3号

### 退職給付制度間の移行等に関する会計処理(案)」の公表

#### コメントの募集

企業会計基準委員会（以下、「当委員会」という。）では、確定給付企業年金法及び確定拠出年金法の制定を受け、退職給付制度間の移行又は退職給付制度の改訂等により退職給付債務が増加又は減少した場合の会計処理について検討してまいりましたが、平成13年12月25日の第6回企業会計基準委員会で標記の適用指針の公開草案（以下、「本公開草案」という。）の公表が承認されました。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に対するコメントがございましたら、平成14年1月18日（金）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があることを、あらかじめご了承ください。

記

**電子メール：pension@asb.or.jp**

FAX：03-5561-9624

問合わせ先：03-5561-8449

本公開草案のすべての事項がコメントの対象となりますが、特に公開草案の検討段階において議論のあった別紙論点に関するコメントを頂ければ幸いです。

## 別 紙

### 1. 確定拠出年金制度へ資産を移換する場合の特例措置の要否について（第21項）

本公開草案では、確定拠出年金制度への移行の場合、移換する資産の額は移行日に確定することから、事業主からの移換額が確定した時点で退職給付制度の終了の処理を行うこととしています〔設例 A - 2参照〕。

しかしながら、我が国において新たに導入される確定拠出年金制度への移行の影響をすべて一時の損益として認識することを強制することは、確定拠出年金制度への移行を阻害することとなる場合も考えられるとして、例えば、当面の間、制度間移行による損益への影響額を一定の年数（例、移行時の拠出期間以内）にわたって繰延処理することを認めるといった特例措置を設けるべきとの見解もあります。

このような特例措置を必要と考えるか否かについて、具体的な理由を付記の上、コメントをお寄せ下さい。

### 2. 減額の会計処理について

本公開草案では、退職給付債務の減額とは、退職給付制度間の移行又は制度の改訂による退職給付債務の支払等を伴わない減少部分（第9項参照）をいい、大幅な減額改訂によるものであっても、将来勤務に係る部分の減額改訂に起因するものであっても、過去勤務債務として取り扱うこととしています（第25項、第32項参照）。これに対して、原則案に加え、以下のような取扱いを選択的に適用できるようにすべきとの見解もあります。

これらの取扱いを、適用指針に含めるべきか否かについて、具体的な理由を付記の上、コメントをお寄せ下さい。

- (1) 退職給付制度の改訂に伴い退職給付債務が大幅に減額されるような場合は、その効果が退職給付制度の一部終了に近いとみることができることから、当該会計処理に準じて、退職給付債務の減少を当期の損益として認識し、対応する未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額についても、当期の損益に認識する（第24項、第25項参照）。
- (2) 将来勤務に係る部分の退職給付の減額改訂により、退職時に見込まれる退職給付の総額が減少した結果生ずる退職給付債務の減少については、過去勤務債務として会計処理するのではなく、当該減少部分を当期の損益として認識し、対応する未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額についても、当期の損益に認識する（第31項、第32項参照）。

以 上